

## 健康保険被保険者証の交換について

「年金機構けんぽからのお知らせ（第 311 号）」のとおり、現在お持ちの被保険者証（以下、「旧証」という。）を、被保険者番号に 2 桁の枝番を記載した被保険者証（以下、「新証」という。）に交換しますので、お知らせします。

### 1 交換の対象となる被保険者証

令和 2 年 12 月 28 日までに交付した被保険者証

※高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証及び一部負担金等免除証明書については、交換しません。引き続きお手元にある各証を使用してください。

※高齢受給者証及び特定疾病療養受療証については「年金機構けんぽからのお知らせ（第 311 号）」にて交換の対象としておりましたが、交換しないことといたしました。

### 2 対象者

当健康保険組合に加入している被保険者及び被扶養者

但し、以下の加入者の被保険者証は回収いたしません。

（新証は送付しておりません。お手元にある被保険者証を使用してください。）

- ① 正規職員・無期転換職員（特定業務職員、事務センター専任職員、アシスタント職員、年金相談職員）で、60 歳（生年月日が昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日）となる被保険者及びその被扶養者
- ② エルダー職員・特定エルダー職員で 65 歳（生年月日が昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 31 年 4 月 1 日）となる被保険者及びその被扶養者
- ③ 令和 3 年 4 月 1 日までに 75 歳となる者
- ④ 令和 3 年 4 月 1 日までに期間満了等により資格喪失する任意継続被保険者及びその被扶養者

### 3 新証の送付時期

令和 3 年 2 月 22 日以降、順次送付します。

## 4 交換の方法

### (1) 一般被保険者及びその被扶養者

新証の交換は拠点経由で行います。具体的な方法は、別途発出される事業主の事務連絡に従ってください。

#### 〈被保険者の方へのお願い〉

##### ① 事前の準備

新証の交付と同時に旧証を回収しますので、予め被扶養者の方にもお伝えいただき、世帯分の旧証を取りまとめいただく等、全ての旧証を庶務ご担当者へ提出できるよう準備をお願いします。

なお、遠方にお住いの被扶養者の方等、新証の交付と同時に旧証を回収できない場合については、新証を受領後、被扶養者の方への交付と同時に旧証を回収し、すみやかに庶務ご担当者へ提出をお願いします。

また、被保険者証の表面に表示されている二次元コード(QR コード)は、当健康保険組合で回収管理のために使用しますので、切ったり、汚したりしないようにお願いします。

##### ② 受領した新証について

ジェネリック医薬品希望シール・臓器提供意思表示保護シールを同封していますので、新証に貼ってご活用ください。

#### 〈庶務ご担当者へのお願い〉

旧証は拠点ごとに取りまとめの上、日本年金機構労務管理部給与グループを経由して、令和3年3月31日までに健康保険組合へ返却をお願いします。

### (2) 任意継続被保険者及びその被扶養者

任意継続被保険者の自宅に新証を送付します。同封の返信用封筒にて旧証の返却をお願いします。

お問い合わせ先  
日本年金機構健康保険組合 業務課  
電話:03-5336-0313